若 林 喜 郎

じ め に

は

筆者は、本誌第十五号・同第十六号に旧神戸藩主本多康彦家の襲蔵文書を主な史料として、維新期の神戸藩の国情と藩主本多忠貫のうごき、

および享保期の本多忠統の活躍を中心とする神戸藩成立の事情とをみてきた。 今回は、それをうけて、本多忠統が遺した若年寄関係文書を紹介することにしたい。但し、「忠純が遺した」とはいうものの、数多い切紙・折

紙類の中には、それ以外のものが混入しているとも考えられるので、必ずしも若年寄関係のみとはいえないかも知れないが、若年寄の職掌をか たるものと解釈され、文意の明瞭なものはできるだけ収載した。

ものではないということを、おことわりしておかねばならない。 もっとも、その大部分は失われて、ここにはほんの一部が遺されているに過ぎないのであるから、これで若年寄の業務の一切が示されている

そこで、本文に先立って、ひとまず享保期を中心として若年寄の職掌について一瞥しておかねばならぬ。

若年寄の職掌

まず、松平太郎氏の『江戸時代制度の研究』により、若年寄について概観しておくと (三七六頁以下)、 本多康彦家襲蔵若年寄関係文書について

と冒頭に定義を下し、以下沿革が述べられている。

若年寄とは老中の次座にあり、又幕政の機務に参す、老中・留守居・三奉行等の管轄以外の諸士を統轄し、其政務の一切を総管するなり。

の称は、同十五年頃に生じたという。 れ、翌十一年三月、老中・六人衆の分掌を定め、六人衆は旗本支配をはじめ、諸職人・医師、常例の普請・作事などに関する事務、京都・大坂 ・駿府その他各所の番士、ならびに諸有司の事、万石以下組外の輩の訴訟等を管轄したが、これらが後の若年寄の職掌となった。そして若年寄 寛永十年三月、松平信綱以下六人に命じて「小事」を裁決させたに始まる。これを六人衆と称したが、同年五月に信綱ら三人が老中に任ぜら

二月に定められた分掌(所管役人)を示すと左の如くである。 後節をもって、本多家文書のうち、忠統が関与したと思われる切紙や折紙を掲出するが、その判読のためにも必要と思われるので、

両番頭・新番頭・小性・小納戸・中奥の輩・百人組・持弓筒・先手・小十人・歩行・西丸裏門番頭・納戸頭・火消役・目付・使番・船手頭 ・二丸留守居・中川番・交代せざる寄合・膳奉行・小普請奉行・道奉行・書物奉行・儒医・右筆・細工所・賄方・台所頭・同朋及黒鍬・中

尹のとき、「国用の事を掌らしむ、若年寄に勝手方あること此に始まる」と 特筆されている。 局の器材、元禄に入っては御台所・桂昌院の事、大奥・土木・納戸・細工方・猿楽・中野犬小屋の事、そして、十一年五月、秋元喬知・米倉昌 松平氏は、次に若年寄の専管の分掌として、次の如き歴代の業務をあげている。寛文二年頃から数寄屋茶器・刀剣・厩・数寄屋・鷹部屋・茶

本多忠統は、まさに勝手方若年寄として活躍したものであるから、以下それについて少しく触れておこう。

り、それが彼の権力の限界となったわけであるが、勝手掛若年寄は、それを多少なりとも補完する立場のものであったと理解される。 論旨は、元禄期の側用人は柳沢吉保に代表されるように、奥の側近職として強力な権力を振るいながら、正規の老中職に就任できない弱点があ 右の元禄十一年五月、勝手掛若年寄の創設については、長谷川裕子氏の「元禄期の側用人と勝手掛若年寄」と題した最近の論考がある。その

そして、同年忠之が辞任してから、元文二年六月に松平乗邑が勝手掛老中となるまで約七年間は、 そこで、享保期に入るや、同七年五月に老中の勝手掛として水野忠之が任命され、同十五年四月には本多忠純が勝手掛若年寄に任命された。 本多忠純が、幕府勝手方の頂点に位置してい

たことになるのである。

考によって、若年寄としての本多忠統の活躍を検討したのである。 究は、すでに大石学・大友一雄氏らの手により進められており、筆者はそれを援用して前述の「本多領神戸藩の成立とその歴史的背景」 長谷川氏論考には、「この七年間及び松平乗邑が勝手掛に就任した後の忠純の権限などについては不明」とあるが、 元文期以後の勝手掛 なる論 0

幸いして、乗邑や春央の失脚をよそに、忠統が城主昇格と五千石加増という褒賞を得ることとなった経緯に注目したのである。 強化に傾いた元文・延享期における勝手掛老中松平乗邑-務、とりわけ将軍家の奥向御用掛や儀式の方面、 右の論考は、 本多領神戸藩の成立に重点をおいたものであったから、きわめて不十分なものであったが、要は享保改革の末期、 朝廷との応待の問題――それは徂徠学徒としての忠統の教養によると思われる― -勝手掛若年寄本多忠統 -勘定奉行神尾春央というわく組みの中での忠統の特殊任 きびしい収奪

「御定書集成(仮題)」と「享保元年・将軍宣下留

「御定書集成」(折本、後欠)

1

る。

令が圧倒的に多いので、 本多家には、 折本の幕府法令集が一帖遺されている。 著名な「公事方御定書」に先立つ幕府の法令集であろうと思われた。それで「御定書集成」と 仮題 を付した 表題、 および後半が欠損しているため、題名と年代は不明であるが、 享保年 代の のであ 法

助氏は、松平乗邑を主任としたといわれるが、乗邑の忠実な下僚であった本多忠統はその「家譜」によってみても、助氏は、松平乗邑を主任としたといわれるが、乗邑の忠実な下僚であった本多忠統はその「家譜」によってみても、 向きと朝廷との応待に関する業務に駆使されており御定書の集成に参与したという記載はない。 が、その主任者は三奉行(寺社奉行牧野貞通・町奉行石河政朝・勘定奉行水野忠伸)で大岡忠相も関与したかともいわれていたが不明である。 「公事方御定書」は、 元文年間吉宗が評定所に令して、当時行われていた法令や裁判の例書を整理集成させ、寛保二年に完成したものである この頃もっぱら将軍家の奥 石井良

かし、 時あたかも吉宗の享保改革のさなかであったところから、若年寄として、 本多康彦家襲蔵若年寄関係文書について 御定書の集成に関心を示したとしても不思議ではなかった

と考えられる。

そこで、この集成が、当時すでに誰かが作製したものを写したのか、忠純自身の私撰であったのかは不明であるし、前述の如く、後半を欠い

ているため、全面的な比較検討は困難であるが、その特色をみておこう。

れが農政上の重要課題となっており、この集成にも筆頭を占めた所以であろう。 るが、その第一条は「永代売」とあり、有名な寛永二十年三月の田畠永代売買禁止令の罰則が掲げられている。享保・元文の頃には、まさにそ 多くの法令集がそうであるように、巻頭にその法令の内容を一筆で略記し、番号を頭記した索引が付してある。全部で八十九カ条となってい

が、おそらく本帳は、その両方を含んでいるので、それに達するまでの試輯の程度であろうと思われる。 二巻に分かれ、上巻は評定所の諸規定や高札・触書などの法規類で、下巻は御仕置を主とする、いわば刑罰の規定というふうに区分されている それに次ぐ箇条は内容も年代も全くばらばらで、意識的にまとめられた形跡はない。今日遺されている「公事方御定書」なるものは、上・下

4 「享保元年・将軍宜下留」(横帳・墨付六七枚)

していない。 本多忠統は、そのときには河内国西代にあって、日光御祭礼奉行代などをつとめる一譜代大名に過ぎなかったのであるから、この盛儀には参与 享保元年八月、将軍宣下が行われた。いうまでもなく、ときの将軍は八代吉宗であるが、本多家にはそのときの詳細な留帳が遺されている。

しかるに『徳川実記』延享二年七月十一日条に、

宣下留」は、おそらくこの大任の参考のために入手したものであろう。 とある。すなわち、本多忠良とともに家重の将軍宣下の儀式について、御用懸を仰せ付けられたのである。本多家に遺された享保元年の「将軍の、本多中務大輔忠良・少老本多伊予守忠統は、近きほと右大将殿将軍宣下あるべければ、その事司るべしと仰付られ 云々

で作製されたと思われる延享二年十一月の、九代将軍家重の「将軍宣下留」は、現在遺されていないのである。 その行々しい儀式の次第については、『徳川実記』にもくわしく記されており、ここで触れる必要もあるまいが、おそらく筆まめな忠統の手

三、切紙と折紙

した場合と区別した。また年代は干支を頭記した分まで記載し、それ以外は「年代不詳」とした。 計八十九通となるが、整理にあたっては、 表題は原本の包紙上書、あるいは端裏書の記載を利用した場合はそれをカッコに入れて、 仮題を付

A 諸役書出と書上(由緒書)

1 「御広敷御用達江書出」 元文四年 切紙 六通

御広敷とは江戸城大奥に勤務する役人の詰所で、 御用達というのは、大奥一切の調度の供給、 女中の監督などを任とする。 「書出」 は、 ある

役職の適任者の氏名を書出したもので、推薦状と考えてよいであろう。

内藤越前守組水野七郎右衛門と、駒木根肥後守組成田五郎左衛門のほか、滝川播磨守組の四人の分、計六通である。右のうち、 「御本丸御広敷御用達明跡江仰付」となっており、書出文書の趣旨が知られる。 滝川組の二人

2 御広敷御用達へ書上 元文四年 切紙 四通

敷、小菅善五郎・曲渕勝左衛門組添番野口本左衛門の二人の分である。 参考としたものであろう。 いずれも端裏書に「由緒書」とある。所属組名・本人の禄高・職歴・本国・生国・祖父以来の職歴など簡略な由緒を書上げたもので、 1の水野・成田の分のほか、 吹上御広敷番之頭(番頭)、望月新八郎・根岸新次郎組添番井上万右衛門と、 西丸御広

3 「御広敷番之頭江書出」 丑四月 切紙 四通

御広敷番之頭とは、 御広敷に出入りする人物や物品の監視、または検査に任ずる役人である。年号の記入はないが、丑四月は延享二年のもの

と考えてよいであろう。

a 組別書出 一通

(新番組)より一○人、元方御納戸組・払方御納戸組・西丸御納戸組・同御腰物方より各一人、大御番組より二人、小十人組より九人、

計二十五人分の連名である。

b 三人分個別書出 三通

元方御納戸組頭の近藤喜太郎、払方御納戸組の赤井喜四郎、 西丸御納戸組の太田源兵衛の三人の分である。

4 御広敷番之頭へ組別書上 丑四月 切紙 三通

「由緒書」と明記したものはないが、「書上」と記したものがあり、その内容はほとんど2に近いものである。

a 堀田出羽守・水野河内守両組書上 一通

者というような意であろう。水野河内守組の深津次郎左衛門と堀田出羽守組の小林五郎右衛門の二人分で、末尾に堀式部少輔・有馬備後守・ 折封上書に、「御広鋪番之頭御用人書上、堀田出羽守」とある。この場合の「御用人」とは、「相応之者」と同義で、 ある役所への採用候補

p 小十人組与頭書上 一通

松木和泉守・藤堂肥後守の組には、「当分相応之者無御座候間書上不申候」とある。

小十人頭より、小十人組佐野次郎太郎組与頭伴野新助外八人の分を書上げたものである。この末尾に鈴木源五右衛門組の与頭には、 a の末

で 新番組より書上 一通

尾同様相応の者はいないとことわっている。

新番組の仙石次兵衛組酒井求馬外二四人分の書上である。

5 「御代官江書出」 年代不詳 切紙 三通

らく案文であろう。現職は新番組・払方御納戸組・大番組・小十人組・西丸小十人組・小普譜組などである。 直接地方の民政にたずさわるのであるから、厳密な人選が行われたらしい。一通毎に一五人・一三人・一一人と合計は区々であるが、その中同 人の氏名がどの組にも出るものがあるので、同一年内のものであると思われる。現職・組名と本人氏名・年令を記したのみであるから、おそ 御代官とはいうまでもなく天領地の農政にあずかる役人で、徴税・勧農・治安維持などを任務とした。一五○俵高の旗本から選任されたが、

御代官へ書上 丑四月 切紙 五通

組内藤次郎右衛門、藤堂肥後守組浅羽内蔵助の三人が記されている。 右衛門組戸張武右衛門ほか六人分である。さらに、月番堀田出羽守の分では、「御代官御用人」とあり、有馬備後守組佐々新十郎、水野河 内 守 払方御納戸組の乾源之丞、 新番組の仙石次兵衛組服部多宮ほか三人、小十人組与頭、 西丸方有馬兵蔵組春田彦四郎、 小十人組平番、 鈴木源五

「御金奉行江書出」 年代不詳 切紙 一通

御金奉行は、金蔵の出納を監し、その帳簿の記帳・計算に任ずる。

永井監物支配関根勘十郎ほか五組十人の組名・氏名・年令が列記してある。

8 小普請組支配組頭へ書出 年代不詳 切紙 一通

統卒させたが、小普請衆をもっていくつかの組に分け、その組を支配したのが組頭である。組頭の禄高は二百俵からであるが比較的高禄者が多 大岡忠四郎支配設楽内記ほか十五人の分である。小普請組は、 最高は駒井民部の千八百石で、今井帯刀の千三百石と続く。 三千石以下の旗本・御家人のうち、 無職の者をもって組織して、 小普請支配に

っ 大御所御殿奥火之番跡へ書出 年代不詳 切紙 一通

して大御所付御膳奉行が下僚の御賄見廻り役松本平八郎を推薦したものである。 当時の大御所とは延享二年家督を家重に譲って隠居した吉宗のことで、その御殿は西丸にあった。奥火の番に欠員が生じたので、その後任と

10 道奉行御用人書出 丑八月 折紙 一通

道奉行とは、江戸の道路・上水道をつかさどる役人。御書院方六人、御小姓組方一人、西丸方一人、計八人で、禄高の最高は御書院方の竹中

彦八郎と小姓組方の石川備中守組中野勘右衛門の千石である。

自分・祖先に処罰者なき旨書上

丑四月・八月

切紙

2 の 「由緒書」では、 末尾に祖父以来処罰者はないと追記するのが通例であるが、これはその部分だけを書出したもので、 月番堀田出羽守の

分 (五人分) と月番藤堂肥後守の分 (二人分) と、計三通八人分である。

本多康彦家襲蔵若年寄関係文書について

御広敷御用達江可書出者無之書付」

元文四年

切紙

通

12

101

酒井出雲守・三宅周防守の組中、広敷御用達への書出者不在の書付で、2に相対するものであろう。

13 御代官へ書出者無之書付 十二月・丑四月 切紙 五通

のもので、その他の一通御勘定奉行書出の分は、十二月となっており、これは多分元文四年の分であろう。 丑四月の四通は、大井新十郎・秋山源左衛門組、大久保甚五左衛門・土居惣兵衛組、 石川伝太郎・入江八左衛門組、 および小普譜組支配から

14 御勘定見分役御用人書付返上書 年代不詳 切紙 一通

御勘定見分役は、元文三年新設で、什器・道具類の購入・修繕、価格の査定などにあずかったが、延享四年廃絶となる。

端裏書には 「御勘定奉行」とあり、推薦が成立しないということで12と同趣旨のものであろう。

15 御用人死亡届 年代不詳 切紙 一通

不成立の例ということになるのであろう。 .田近江守組大道寺権次郎が死亡したというのであるが、大道寺はかねて「御用人御帳」に記載されていたというのであるから、これも推薦

B 役職一般

1 「御勘定組頭之儀申上候書付」 丑十二月 切紙 一通

御勘定奉行神谷志摩守・神尾若狭守(春央)・木下伊勢守・逸見出羽守の連署で、御勘定組頭の功績をあげ、足高や役科・褒美等の下賜を要望

しているのである。

平乗邑の右腕として、元文期以後の収奪強化策を強行し、「天下の盗賊悪人」とまで憎まれた神尾の下には、 本文の堀江のような腕利きの下僚 うのは、 方組頭・伺方組頭・帳面方組頭などで、それぞれの賞賜の理由書によると、 概当者は十三人で、筆頭にあげられた堀江荒四郎の当役は御取箇方組頭・新田方御用掛・流作場支配兼役であるが、他は御殿詰組頭 河川改修に伴う新田開発で、元文二年以降神尾春央が関東地方の流作場を強力に推進して莫大な成果をあげたことが知られている。松 当時の農政のあり方が知られて興味が深い。右のうち、 流作場とい 御勝手

が、

おおいに立ち働いたものであろう。

2 「御勘定吟味役之儀申上候書付」 年代不詳 切紙 一通

御勘定吟味役とは、 勘定所の金穀の出納・貢租額の決定・封地の割与・金銀の改鋳、その他訴訟等一切の検査・監視に任じ、 奉行以下の不正

あらば直ちに老中に訴える特権と責務とを有した。

方について褒賞を与えたいというものらしいが、その理由書によって、御勘定吟味役への期待をうかがうことができる。 後欠文書であるため、年代不詳であるが、1と同時の文書と推定できるもので、年号は延享二年であろう。遠藤六郎右衛門と児島孫七郎の勤

3 御用部屋坊主御褒美下賜願 寅九月 切紙 一通

賜を休閑・寿貞の両人から出願したものである。休閑らは坊主肝煎であろう。 御用部屋は幕府最高の役所で、大老・老中・若年寄らの詰所。坊主は、そこの雑役をつとめたものである。御用部屋坊主十五人分の御褒美下

4 奥小道具役·奥坊主肝煎役料下賜伺書 年代不詳 切紙 一通

は、と伺いを立てたのである。「伺之通たるへく候」と添書があるからこの件は承認されたのであろう。 3と直接関係するかどうかは不明であるが、御用部屋坊主を骨折相勤めたについて、奥小道具役・奥坊主肝煎の役料を一両ずつ下 賜 さ れ 7

5 大番頭組頭小普譜入りより復職願 年代不詳 切紙 一通

大番は江戸幕府の軍事組織で、十二組あった。各組毎に大番頭一人・大番組頭四人以下によって統卒され、 大番組頭在勤中、 病気のため小普譜入りをした下島庄五郎と三田宇右衛門の両人が、健康を回復したので、復職を出願したものである。 組頭は六百石高の旗本を充てられ

6 老齢につき諸役辞退願 年代不詳 切紙 二通

の内をもって交代させたいということを出願しているのである。 っとも江葉山へ御参詣、又は戸田駒場へ御馬数多く出るときには御成り先へ参りたい。いま一通には、 御召御馬預り諏訪部文右衛門が、六十才に達したために、将軍の遠方御成りの御供は勤め兼ねるので、 御召馬の下乗りも勤め兼ねるので、忰共 代人として忰三之助を差出したい。

- 紀州浪人御徒明き組へ割入れ一件 午七月 切紙 二通

祖父より紀州家にて奥詰医師を勤めていた山崎利兵衛が、医師を継がず鎗法をよくしたので、与力明き組へ割入れる筈であったが、御徒明き

組へ割入れたというものである。

8 「御門番伺」 寅五月 切紙 二通

御門番伺として、二通で十八人の名が列記してあり、「点懸ケ候分可被除候」とある。内藤越前守組下のものらしい。

9 本多伊豫守忰兵部少輔の年頭登城伺書 年代不詳 切紙 一通

見込みのついたときで、これから二年目の寛延三年十月、やっと御役御免を果たしているのである。 為伺之通候」という符箋が付いている。綱吉以来五代の将軍に仕え、享保十年以来二十三年問若年寄をつとめた忠統にとって、ようやく退老の 叙せられ、丹後守に任ぜられた。この伺書は、同十二月廿一日に来延享五年の正月三日御謡初の節、 伊豫守は忠統で、忰は兄忠篤が死亡したため延享四年にその後を継いで兵部少輔となった忠永である。忠永は、同年十二月十九日従五位下に 登城すべきか、どうかというもので、「可

大臣家と将軍家族

C

正親町三条家の縁辺書 年代不詳 切紙 一通

大臣家正親町三条中将と、甘露寺大納言との姻戚関係を略記したものである。

。 万次郎様・同御乳持番御召物等一件 年代不詳 切紙 四通

ずるよう準備されていたようである。 の一件書類で、文中「大納言様」「刑部卿」とあるのは、多分父家治・叔父一橋宗尹のことであろう。万次郎の場合には、この両人より数量を減 万次郎は十代将軍家治の子で、のちの御三卿の一つ清水家の初代重好である。この文書は、多分その生誕にあたって調達した衣類等について

「伊予守殿江被仰談下候覚書」 一通

本多忠統へ、御用人から申出た万次郎の御乳持番(乳母のことか) の着用物などの調達に関する処置と、近く万次郎の衣類などについての吟

味書を送るからという通達書である。

「万次郎樣御召物類西丸御納戸江御断」 一通

万次郎の衣類生地、石井筒御紋御染表七十端・白羽二重三十疋以下二十点の品書で、西丸納戸で調達したようである。

c 「万次郎様御召物之員数増減之訳女中より申出候書付」 一通

右の万次郎の衣類生地等の一つ一つについて、大納言の場合との増減とその理由とを女中から申出た書付である。

d 「万次郎様御乳持番着用物類西丸御納戸へ御断」 一通

万次郎の御乳持番の衣類の品数について、女中から申出た書付である。

D 普請と火矢筒修理

1 紅葉山御宮御修復につき書上 丑四月 切紙 一通

越前守英之らがこの修理をつかさどり、その功によって金・時服を賜わった。 紅葉山御宮は、徳川家歴代の御霊屋で、東照宮と称した。この文書には護摩堂をはじめとして、 修復の順序が示されている。小普譜奉行曲渕

三州矢作橋御普譜一件。寅三月 切紙 四通

三州矢作川は岡崎藩領の主要河川。矢作橋は城下西郊の名橋であるが、延享三年三月、細井飛驒守安定が小普譜奉行として補修を完成したも

ので、これはその一件書類である。四通の内容は左の通り。

1 「矢作橋御普譜仕形吟味之上申付候儀書付」 一通

全般的普譜計画、費用計三百六十六両余となっている。

b 「矢作橋御普譜取懸り出来日限書付」 一通

延享二年八月二十九日から同三年三月十九日までの工事日程。

· 「矢作橋御普譜中水野監物家来罷出候儀、并橋引渡候節申達候趣申上候書付」 一通

領主水野監物に橋を引渡したときの申送り書。

「矢作橋御普譜御用勤候者共被下物伺」 一通

d

細井奉行以下への下されものの伺書。『徳川実記』によると、その通り下賜されている。

3 「池上深徳院様御位牌所御普譜御用相勤候ニ付拝領物伺」 延享三年 切紙 一通

ての伺書で、「可為伺之通候」との符箋によって承認されているが、 延享三年四月二十一日にその通り実施されている。 深徳院は、九代将軍家重の生母。本門寺内のその位牌所御普譜御用を勤めた御作事奉行本多遠江守正庸以下に金銀・時服等を下賜するについ

* 田付三五郎預り火矢筒修補願 年代不詳 切紙 二通

かっていた。そのうち、火矢筒に故障を生じてきたので、その修理を申出たものである。 田付家は、先祖が銃技の妙手で大坂陣や島原の乱に勲功あり、 子孫代々鉄砲方を相継いできたが、三五郎は北詰橋多門に「秘事御道具」を預

御金蔵普請疑獄一件 申八月 切紙 五通

「昨日被仰渡候御僉議之者一通り吟味仕候儀申上候書付」

通

1

 \mathbf{E}

御勘定奉行支配 御金蔵同心 五人

諏訪部文右衛門支配 御口之者 一人

右六人吟味の内揚り屋入り

揚り屋は江戸伝馬町の牢屋の一部。未決囚を収容した。

諏訪部文右衛門支配 御馬乗 一人、外四人

右五人御馬方神保政右衛門に預け

神田鍋町 左治右衛門店 左官 一人、外五人

神田新屋敷御台所町 吉治郎店 左官肝煎 二人右六人一昨四日御金蔵御普譜ニ付罷出候故吟味入牢

右同断に付棟梁に預け

関係から左官連中まで連累者は広範囲にわたり、関連文書はなお続く。そして、これらはすべて水野備前守・河野豊前守・安部主計頭の三人の 申年はおそらく元文五年であろう。これだけでは事件の内容は不明であるが、金蔵の普請についての疑獄事件らしく、 右の者共を昨五日水野備前守役所へ呼出し、一通り吟味して、書面の通り申付けた。なおまた吟味の後追て申上げる、というものである。 金蔵番は勿論、 御馬方

「近藤登助・久松忠次郎家来共召呼吟味仕候付申上候書付」 一通

右近藤の家来(侍六人と中間四人)と、久松の家来(侍五人と中間五人)とを召喚して一通り吟味し、僉議の間預け遣した、というものである。 1 に

関連するものらしいが、その罪状等は不明である。

- 昨九日召呼相尋候者共之議ニ付申上候書付」 一通

日相尋ねる旨申聞かせ帰宅させた。このほかに諏訪部文右衛門支配の御口の者三人を吟味して揚り屋へ差遣わし、御馬飼一人を入牢させたとい 右近藤の与力七人・同心三十人、久松の与力五人・同心十八人は、 両御番所に詰めていたもので、備前守御役所へ召喚して吟味したのち、

「御金蔵番同心秋村庄太夫揚り屋江差遣候儀申上候書付」

通

うものである。

1の御金蔵番同心のほか、洩れたものを加えたのであろう。

5 「黒鍬仙右衛門揚り屋江差遺侯儀申上候書付」 一通

洩れたものを追加したものであろう。亀井権右衛門組の黒鍬とあるが、黒鍬というのは、土工作業員のことで、この疑獄事件が、 連

累者の広いことが知られる。

能役者と医師

F

1

能役者諸伺書 未五月・六月 切紙 六通

「太夫并触流へ相渡し候書付」 通

能役者の願届書提出法を定めたもので、大要は左の通りである。

太夫は自身の願届は太夫仲間をもって月番若年寄へ差出せ、その節触流(命令等を触廻る役目のもの)を差添えること。

惣役者の願届はその座の太夫を経由して差出すこと。

一、座付でないものの願届は、太夫共で順番を極めておいて、座付の者同様に取計うこと。

右は廿一日朝、月番若年寄板倉佐渡守宅へ観世太夫・宝生太夫と触流を呼びよせ書付を渡したとある。 「観世太夫・宝生太夫役者共之儀ニ付伺」 一通

1につき、喜多十太夫は座付の役者もいないので、これを外し、四座の太夫共で取計うようにしたいというもので、板倉佐渡守の朱書の指示

「太夫并触流伺書」 一通

が付記されている。

「御謡初鳥目手形」「御関所女手形」ほか三ヵ条についての伺書で、その一ヵ条毎に、指示の符箋がある。

d 御留守居へ役者共関所手形の件 一通

cの「御関所女手形」は、触流両人奥書名判したが、以後はその座の太夫奥書名判、 触流両人加判するようにしてはどうかとの伺いに対し、

太夫触流連判可致候」と符箋してあるが、これに対し役者共の分も同様に連判するようにという指示である。

「宝生太夫伺書」 一通

宝生座の宝生彦三郎の扶持方の名判についての伺書である。

「太夫共伺書」 切紙 一通

観世座の役者三人・金春座一人の切米受取の名判、 および御謡初人数書・表立候能人数・配当米石高帳・惣手形類等の取集め方についての伺

町医共御目見願 年代不詳 切紙 二通

武田叔安の願書で、 町医共で御目見を切望しているものが多いので、励みにもなることであるから御吟味の上御許し願いたいというもので、

別紙には外科二人・本道三人の氏名が列記してある。

G 地方支配

「大崎村御屋敷江水御引取被成候ニ付世話仕候名主江被下候品之儀申上候書付」 寅十一月 切紙 一通

大崎村の御屋敷へ水を引いた際、水口の世話をした十四ヵ村のうち、年番の上目黒村・中目黒村・中渋谷村・下渋谷村の名主四人へ下賜品を

与えるについて、奈良屋市右衛門の意見書である。

2 「太田三郎兵衛答書之覚(知行所百姓出入吟味願)」 年代不詳 切紙 一通

室賀下総守組太田三郎兵衛の知行所百姓が紛争を生じ、 解決が難しいので、奉行所で吟味してほしいという願書を提出したのである。

3 質地取扱一件帳面送り状 年代不詳 切紙 一通

質地取扱一件の帳面を一冊認め差上げるというもので、筆者は勘定奉行神尾若狭守である。質地問題が農政上の重要問題となっていたことを

反映するものであろう。

H 献上物と調度品

公方様へ献上物支度同 丑九月 切紙 一通

将軍へ献上する桧御重(桧の重箱につめた菓子か)・交御肴・御手樽一荷・御小盃台一面の品書で、前々老中方より献上の格で、この通り支度す

るかどうかを伺っているのである。

2 「大西浄林献上御釜之書付」 年代不詳 切紙 一通

本丸分十九と西丸分十三、計三十二とある。

大西家は京都釜座の釜師が江戸に定住したもので、浄林は初代の名であるから、江戸大西はその名を使用して献上釜を作ったのであろう。

偽物の軸物取扱覚 年代不詳 切紙 一通

3

にとの朱書の注意書がある。 家)より 献上されたものであるから、偽物と知られないように取扱いに注意を要するので、売払いには出さず、控の道具の内に入れて置くよう 虚堂の墨跡と牧渓の虎の絵について、これは偽物なので、売払いにするかどうかを問合せた書付である。それに対し、これは尾張殿(尾張徳川

上之一・上之二及び地板の飾り物が記されている。 書院棚飾り物 年代不詳 切紙 一通

わ り に

お

本稿は、『本多康彦家文書目録』の一環とするつもりで作製した。

姓中川)浩子氏の熱心な協力によって助けられた。 た。そこで、ひとまず一通ずつ読みくらべて、元のすがたに貼り合せるというのが最初の仕事であったが、その作業は、研究室助手の大谷(旧 しかし、書冊類はともかくとして、切紙・折紙類は未整理のまま束ねられており、その上、糊がはがれて断簡の形となっているの が 多 か

の感を深くする結果となった。また前欠・後欠、あるいは難訓などのため、十何通かの文書が種み残されることになったのもまことに心残りな すら困難を極めたものである。そのため、かなり説明不足や偏りが生じた。もっとも、 ことであった。 次に、その内容は、ほとんど若年寄取扱いのものであり、幕府営中の諸行事や若年寄所轄の業務にうとい筆者のことであるから、その分類に 意識的に農政の分野にページを割いたということも、そ

それらの欠点は、いずれ他日の補正にまちたいと思うのである。

注

(1) 若林喜三郎「明治三年神戸藩の藩制取調書について」 『大手前女子大学

論集』第十五号)。

同右「本多領神戸藩の成立とその歴史的背景」(同右、第十六号)。

- (2)中野犬小屋。悪名高い五代将軍綱吉の生類憐愍令によって、元禄八年三 年寄の管轄とされたのである。 月、江戸郊外西中野に八万頭の犬を収容する犬小屋を建設させたが、それ を命ぜられたのが、加賀大聖寺藩主前田利直で、この支出約七千両といわ 上に転嫁された。次の家宣の初世に廃止されたが、このような仕事まで若 、このため藩の財政はいちじるしく圧迫されたが、当然これは領民の頭
- (3)児玉幸多先生古稀記念会編『幕府制度史の研究』所収。
- (4)大石学「松平乗邑体制の歴史的性格― じて――」(徳川林政史研究所『研究紀要・昭和五五年度』所収)。 大友一雄「享保改革後期における財政機構の特質--元文〜延享期の農政の検討を通 -勝手掛若年寄と勘
- (5) 吉川弘文館『国史大辞典・4』。

定所を中心に――」(同右)。

- (6) 本多忠良。岡崎藩主、享保十九年六月から延享三年六月まで老中。
- (7) 昭和四十一年刊『国史大系·46』一二七頁。

(8)注(7)の三五一頁以下。

(9) たとえば堀江荒四郎の場合は、 御取箇方組頭 次の如くである。

流作場支配兼役 新田方御用掛り

堀江荒四郎

、吟味役、前々三人又者五人迠茂有之、御用相調へ申候所、近年両人ニ 用二付被差遣、当時壱人二而相勤、 而相勤候二付、諸事吟味行届兼候処、此節遠藤六郎右衛門儀、長崎表御 候ハ、、相勤候内並々通御切米五百俵之積り御足高、并御役料三百俵被 下置候様仕度奉願候 儀、其外組頭共茂荒四郎江承合遂相談、相勤侯儀二御座候 国御用茂別而度々相勤、御勘定所御用向委細心得罷有候、依之 人組 候 田畑新開等之儀、納方第一之吟味ニ御座候処、此方向諸事功者ニ御座候 ニ付、重モ立出情取斗御代官并御預リ所不宜仕癖等段々相改、近国・遠 入御増被遊、荒四郎儀吟味役被仰付候様仕度奉願候、右之通可被為仰付 別而委細吟味難仕様罷成候、依之壱

情出相勤申候、右勤方之儀、定免・検見取御取箇、并在々川方御普請・

右荒四郎儀、御取箇方組頭三人之内御用掛り茂多く御座候処、別而近年

但、書面奉申上候通、吟味役被仰付可被下置候ハ、、新田方御用掛り 流作場支配等之儀者、外組頭共之内吟味仕、追而可奉伺候

鋭少数主義で、この例のように足高や役料増額によって激励したので あろ この忽忙の時期に、どの部門も人数不足なのは不思議であるが、おそらく精

- (10) 注 (7) の四〇〇頁。
- (11) 注 (7) の三八三頁。
- (12) 注 (7) の三八三頁。